

プラスワン通信

遺族年金制度が変更されます。

令和7年6月13日に「年金制度の改正に関する法律」が成立し、**令和8年4月1日から遺族年金制度**が見直されます。性別による給付要件の違いや、現代の家族形態に合わない制度設計が見直され、子ども含む遺族への支援がより公平で柔軟な制度へと改められます。今回はその内容をご案内致します。

遺族年金の男女差を解消・子供への見直し

遺族厚生年金の見直し

※厚生労働省HP資料より

✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性	30歳未満で死別：5年間の有期給付
	30歳以上で死別：無期給付
男性	55歳未満で死別：給付なし
	55歳以上で死別：60歳から無期給付

見直し後

男女共通	60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続
	● 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止 ● 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）
	60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、子どものいない場合（※子どもは、18歳になった年度末までは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）
子どもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

【例】子どものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- ・子ども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付内容
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・2028年度に40歳以上になる女性

【見直しの対象者】

新たに有期給付（5年間）の対象となる方

1. **女性の場合**：令和8年4月時点で18歳未満の子供がいない、2028年度末に40歳未満の方
2. **男性の場合**：令和8年4月時点で18歳未満の子供がいない、60歳未満の方

【見直しの影響を受けない方】

1. 既に遺族厚生年金を受給している方
2. 60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方
3. 18歳未満の子どもを養育している方
4. 2028年度時点で40歳以上の女性

【子供への遺族年金の見直し】

1. 母親が再婚した場合でも、子供への給付が継続される
2. 年収850万円超の親と同居している場合でも支給対象になる
3. 離婚した元配偶者が子どもを養育中に死亡した場合も給付あり

年金・保険・不動産に関する制度やニーズは、時代とともに常に変化しています。変化に柔軟に対応し、将来の選択肢を広げるためにも、まずは最新情報の把握が大切です。気になることがあれば、ぜひお気軽にご相談ください。（小泉紀）

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305
Mail: info@kkplus1.com